

技術講演会における講演項目

「(2) 一般競争入札拡大に伴う「簡易型総合評価落札方式」の変更点について」Q&A

日 時:平成 19 年 10 月 10 日(金)

場 所:東 別 院 会 館

(回答者: 愛知県建設部建設企画課)

1. 資料 P 6 「公告例: 事務所用を基にご説明を頂きましたが、本庁用公告に
関しては特別な差異はあるのでしょうか

【回答】

大きな違いは、入札見積りに必要な設計情報の入手方法です。県庁契約では設計図書を買っていただいて見積もりをしていただきますが、事務所発注工事では設計図書の閲覧で見積もりをお願いすることとしています。ただし、建築関係工事では、閲覧と有償配布を併用しています。その他、連絡先の違いなど細かいところが少し違っています。

2. 資料 P 15 以降: 別記「総合評価落札方式に関する事項」のうち評価項目、
評価基準について

(1) 資料 P15 - ア、施工計画に関する事項(配点 15 点)

P20・21 に A4 サイズにて記述式となっておりますが、記述方式は業者にとって様々であると推察されます。

併せて評価基準と配点につきましては、P31 以降の配点において『自由』となっているため、審査委員の主観的な判断がなされないのでしょうか。

【回答】

A4 サイズに統一させてもらっているのは、審査と電子入札システムとの都合です。簡易な施工計画と位置づけられている項目ですので、膨大な情報は必要ないと考えており、入札参加者と、多数の案件を審査する学識経験者にとり過重な負担をかけないように配慮しています。

また、愛知県が採用している電子入札システムでは、送信ファイルを 1 MB までと制限しているため、説明図等が必要であれば、A4 程度の資料を、別途郵送していただくことにしています。

配点と評価基準が自由となっているのは、施工計画提案項目の数や評価方法が工事ごとに違うため、多様な設定があるという意味です。皆様の提案を受け付ける前には、学識経験者の意見をお聴きして、配点や評価基準が定まっています。当然ながら、実際の採点時には事前に想定していた以外の提案もありますので、発注担当部局が評価基準のどの位置にあるかを判断して採点案をつくり、学識経験者の意見を聴いて評価をしております。

(2) 資料 P16 - ウ、配置予定技術者の能力に関する事項

平成 19 年 4 月中部地整企画部技術管理課が公表された「技術審査基準」において「高度技術提案型」等を除く総合評価基準で「技術者の能力：配置予定技術者も含まれている項目において CPD（継続教育）の取得状況」が加点対象となっています。

また平成 19 年 1 月公表「岡崎市建設工事総合評価落札方式試行要綱」において「配置予定技術者の能力」の「CPD の取り組み状況が評価項目に加味されております。

愛知県において今後設定予定はございますか。

【回答】

CPD にもいろいろあります。土木施工管理技士の CPD については、評価項目候補として考えています。ただし、県発注工事には土木工事以外の工種も多々ありますので、今後も続けていく全体的な評価項目見直しの中で検討することになります。

(3) 資料 P16 - エ、地域精通度地域貢献度に関する事項 - 災害協定等に基づく活動実績の有無の項目について

災害訓練は電話連絡等の机上訓練も含まれるのでしょうか。また業団体間との協定、各企業間との協定があり得りますが、評価における優先順位等はあるのでしょうか。

【回答】

机上訓練も含んで考えていますが、何か参加したことのわかる資料を付けていただきます。業団体での協定と個別企業での協定とに、差は付けていません。ただし、業団体と自治体との協定の場合には、業団体の構成員であることがわかる資料も必要です。

(4) 資料 P16 - 工、地域精通度地域貢献度に関する事項 - 過去 2 年間のボランティア活動の実績の有無の項目について

ボランティアの定義は多々ございますし、具体的な評価に値する内容とはどのようなものでしょうか。なお、表彰状等が必要なのでしょうか。

【回答】

現在の判断基準は、無償かつ企業としての活動に限らせてもらっています。工事に伴うもの、例えば工事現場入り口の清掃や交通整理等はボランティアとは認めていません。その他、行事への協賛金等は宣伝活動であるとして認めませんでした。

評価された活動では、クリーンアップ作戦への参加といった清掃活動と、交差点への立ち番など交通安全運動に参加した事例が多くありました。

添付資料としては、活動したことがわかれば参加者連絡ファックスの写しても何でも結構です。なお、災害協定等の実績やボランティア活動の実績については、できるだけ幅広く評価するようにしています。

3. その他

(1) 技術資料の評価結果の公表について

技術資料の評価結果(加算点)は、入札(開札)終了後、現状どこまで公表されているのでしょうか。またその公表はどちらで閲覧できるのでしょうか。

【回答】

加算点は、落札者決定後、細目まですべて企業名入りで公表しています。県庁契約工事分は県建設部建設総務課で、事務所契約工事分は事務所の総務課で閲覧できます。

(2) 前回中核市：豊橋・岡崎・豊田で 5~10 件で実施されるとおききいたしましたが、県内の市長村の状況はどのようなもののでしょうか？

【回答】

約半数の市町村で実施予定と聞いております。

(3) 土木等適用される各業種の割合はどのような内訳でしょうか。

【回答】

現在のところ、業種で割り当てを決めている訳ではありません。業種ごとの適用工事数は、発注工事業種の割合と同じようなものだと思います。

(4) 今回の同方式を実施した結果、来年度は評価項目、点数等変更の影響はあるのでしょうか

【回答】

今年度は半年で評価方法を変えました。今後も随時見直してゆくことになりそうです。

(5) 昨年度実施された結果、逆転落札はないとお聞きしましたが本年度現状はいかがでしょうか。

【回答】

いわゆる逆転落札は、すでに数件発生しています。

(6) 平成 20 年度は何件位実施予定でしょうか。

【回答】

一般競争入札の適用拡大スケジュールが決まっていないので、はっきりしたことは言えませんが、今年度よりは多くなる予定です。

以 上